

平成26年山中湖村決算認定について

本決算認定について「認定に反対」するものとして、その理由を以下のとおり述べます。

まず、歳入において未収入額、不納欠損額について、極めて危機感を持ちますが、一方、担当課がその理由や経緯を詳細に把握し、関係資料も整理したことから、公平な徴収への努力を多とし、一層の職務精励を期待したい。

一方、「歳出」については、決算特別委員会の審査を通し、数々の問題点が明らかとなった。

そのうち、「まちづくり事業費」72,888,817円については、事業内容の不透明さと、歳出規模の多い財務規則等に違反していることを指摘したい。

この事業は、東京大学の景観研究室に1,500,000円の研究委託を支払い、その担当教授である中井教授および2名の准教授が受託研究を行っています。そこから発展した、本村の「まちづくり事業」の3つの交差点を含む基礎調査と基礎設計を(有)EAUという会社に委託し、26年度の合計で約34,800,000円支払っています。支払い事業名目は「主要3地区交差点周辺デザインおよび基本計画検討業務」となっており、全て競争入札ではなく「随意契約」となっています。本村の財務規則ではこの種の業務は30万円から50万円以上は、競争入札をすべきとなっており、競争入札に適さない正当な理由があるときはのみ「随意契約」を認めています。

さて、この3千480万円もの契約相手の(有)EAUとの随意契約の理由を調べてみると、「東大の中井教授の推薦を踏ました上の総合的判断」とあります。

しかば、(有)EAUとは如何なる会社かを調べると、約12年前に設立した有限会社で、設立者の経歴から察するに、中井教授の学部生であり、学部生時代に設立した会社と言うことになり、ある意味中井教授とは一体的な会社言うことができます。

しかも、そのような内部関係であるなら見積価格はどうであろうかと更に調査をすれば、業界を指導管轄する国土交通省が設定している「業務者区分及び報酬表」と見比べてみると、一般的な競争入札価格がこの標準価格の7掛け前後だと言うのに、何と最上位の価格そのままあります。かえって約3割も高いものについていることが

判明しました。

つまり、26年度に支払った34,800,000円の3割は1,000万円を超えるのです。

同様は計算は、1,000万円を超える委託業者のフレック研究所に対しても同じ随意契約であり、報酬表の最上位価格をそのまま契約し支払っています。

これは、明らかに「財務規則違反」であり、中井教授の言いなりであり塩素事件の教訓が全く活かされていない不当な支払いであることは明らかです。

次に、「商工費」の「観光協会への補助金事業」であります。

これは、観光協会の会計において会員からの会費500万円の2倍近い900万円を運営補助として交付し職員の給与に充当し、さらにイベント事業費として1,600万円の補助金を交付しています。イベント事業は、補助金申請時の予算以下で済ませたイベント会計において、村からの補助金を満額充当し差額を協会からの自己資金の返金として報告しています。

これは、概算払いに対する正当な清算を怠っているもので、補助金交付規則に明らかに違反しています。つまり、差額は村に返納させなければなりません。

これは、補助金交付者が村長であり、補助金を受ける観光協会の会長が、同じ村長であるという癒着構造が原因であり、

村の補助金交付規則の根拠となる国の「補助金適化法」「第三条 には、
◎補助金交付者に対し「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とし、

◎補助金を受ける事業者に対しては「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的に従つて、誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」明示しています。

これに従えば、村長は同条の1項と2項に抵触しているのであり、早急の改善を求めます。

さらに、「民生費」の「村内診療所運営支援事業」についてであります。この事業は、医者不足の時代背景の中、村内の医療体制を確保する課題の多い事業ですが、村内2ヶ所の診療所のうち、平野診療所は問題ないが山中診療所の担当医が見つからないことから、永年本村の診療所運営を担ってきた「ソウジュ会」と覚書を交わし、問題解決を対応したようです。しかし、山中診療所について26年度内の今年の1月御殿場の「博友会」と契約を結び、診療が開始されようとした。

しかし、一方の平野診療所は1月末をもって休診となり、その後「ソウジュ会」とは解約となり、村民の不安が募るばかりとなつた。

この一連の問題を調査すると、村が「ソウジュ会」と「博友会」とそれぞれ交わした「覚書」の内容が異なり、「ソウジュ会」には、1週間の内5日の診療を義務付け休診の場合は1に付き6万円の返金規定があり、契約期間を3ヵ月後ごとの更新と村からの補助金も年1,500万円を3ヶ月ごとのコマ切れ支払いになっています。これに対し、「博友会」は、1週間の内、月曜と木曜の週2日のみの診療とし、6万円の返還規定もなく、契約期間も1年間とし、補助金に関しては、週5日を規定した「ソウジュ会」と同額の年1,500万円を一括支払いという、誰が見ても不平等な内容となっています。仮に単純計算すれば、「博友会」は、「ソウジュ会」の5分の2しか診療業務をしないのであるから、年間600万円の補助金が相当となります。

これらの経緯は、村長自らが主導したことを決算委員会で認めており、明らかに「ソウジュ会」をいじめ出そうとした、理解不能な所業といわざるを得ず、村民に安心した医療体制を保障しなければならない使命に反するものです。つまり「博友会」との契約や補助金交付は、不当なものと言わざるを得ません。

そして、最後に、同じく「商工費」の「観光振興公社への細分化した委託事業」についてであります。

そもそも、「観光振興公社」が「指定管理者」として管理している村内2つの温泉施設は、元々本村会計の「観光施設特別会計」の中で取り扱われていた施設であり、当該施設からの売り上げを特別会計の「歳入」に計上し、管理経費は「歳出」に計上して会計すべきものです。その結果に不足額があれば一般会計から「繰り出し金」をもって充当することは、他の特別会計と同様であるはずです。

ところが、株式会社である「観光振興公社」の決算や取引内容に議会が口を出したことに当時の村長が反発し、施設の売り上げ全額を「観

「光振興公社」の収入とする条例を5、6年前に変更したのです。

これは、条例提案者の村長と、「観光振興公社」の社長が同じ村長であることから、「観光振興公社」にとって都合の良い経営形態へと変身させたものです。

従って、本決算において「観光施設特別会計」の歳入は、一般会計からの繰入金のみであり、それを施設建設費の起債の償還金に当て、施設管理費の負担や事業委託の仕分け根拠も不透明なままでです。

これは、明らかに財務規則、特別会計に関する法、公営企業に関する法等に抵触する会計処理であり、不当と言わざるを得ません。

このように、平成26年度決算認定においては、財務規則に違反した高額な不当支出があり、不平等な契約と交付規則違反した不当な補助金の支出などが明らかであるので、納税者の代表であり、行政のチェック機関である議会として、このまま不正を認定することは、納税者・村民を裏切ることであります。

仮に本決算を認定しようとする議員諸兄がおありであれば、ただ今私の指摘した諸問題に対する正当性を証明すべきであります。

また、村長には不本意と感ずる点もあるかも知れませんが、改善すべき点は素直に改善し、村長が描いている村づくりのビジョンの実現に向け、村長の手足である職員が生き生きとかつ一丸となって働く職場作りに努力され、村民に信頼される魅力あるリーダーになっていただくよう要望し

私の反対討論といたします。